

**平成27年度「起業家教育普及促進事業」
小中学校における起業家教育モデルプログラムの公募要項**

平成27年5月15日

平成27年度起業家教育普及促進事業事務局

1 事業の目的（概要）

本事業は、小中学校におけるモデル的な起業家教育の実施により、「起業家精神（チャレンジ精神、創造性、探究心等）」や「起業家的資質・能力（情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等）」を有する人材の育成・裾野拡大を図ります。

また、起業家教育の意義とノウハウを広く周知するとともに、地域に根ざし継続する起業家教育の実践モデル（起業家教育エコシステム）を構築します。

（※）本事業は経済産業省経済産業政策局新規産業室の平成27年度「起業家教育普及促進事業」であり、有限責任監査法人トーマツが事務局業務を受託しています。

2 事業概要

全国の小中学校での起業家教育普及促進のため、全国から起業家教育実施モデル校（またはモデル校コンソーシアム）を公募し、起業家教育プログラム実施に係る人件費（アドバイザー、講師等）、教材費等の支出をいたします。

（1）企画提案書の提出

「4 応募資格」を満たす起業家教育実施校（または学校コンソーシアム）から、別紙「様式1」「様式2」「様式3」に起業家教育プログラムの計画を記載し提出していただきます。

プログラム実施時間の例：社会、総合的な学習の時間、特別活動等の教育課程内の授業時間内での開催のほか、平日の放課後・土曜、休日授業・夏休みや冬休みでの行事としての開催も認めます。

プログラム内容の例：起業家・経営者など外部講師を招いての講演 / 企業・商店の訪問、職場体験学習 / 職業調べ・企業活動の学習、経営者に関するビデオ等の視聴 / ケース・スタディ / ビジネスゲーム / 事業アイデアの検討、ビジネスプランの作成、コンテストの実施 / 起業体験（模擬店舗の出店体験、模擬会社の設立） / 企業・地域団体等との共同プロジェクト（新商品の開発体験）

（2）第三者委員会による採択

第三者委員会がご提出いただいた起業家教育プログラムの計画を審査し、「別添資料1」の基準に基づき5～10件の起業家教育実施モデル校（またはモデル校コンソーシアム）を採択いたします。

なお、1市町村内の複数の小中学校がモデル校コンソーシアムとしてコンソーシアム形式で応募する場合、1コンソーシアムを1件と計上します。

（3）採択者向け説明会の開催

採択された起業家教育実施モデル校（またはモデル校コンソーシアム）には、事務局での説明会に参加していただきます。当説明会では経理処理方法や報告書記載方法に関するブリーフィング等

を行います。

(4) プログラム実施と報告書の作成

起業家教育プログラム計画に基づき、プログラムを実施していただきます。また当プログラムの成果報告を事務局指定の様式にて報告書にまとめていただきます。

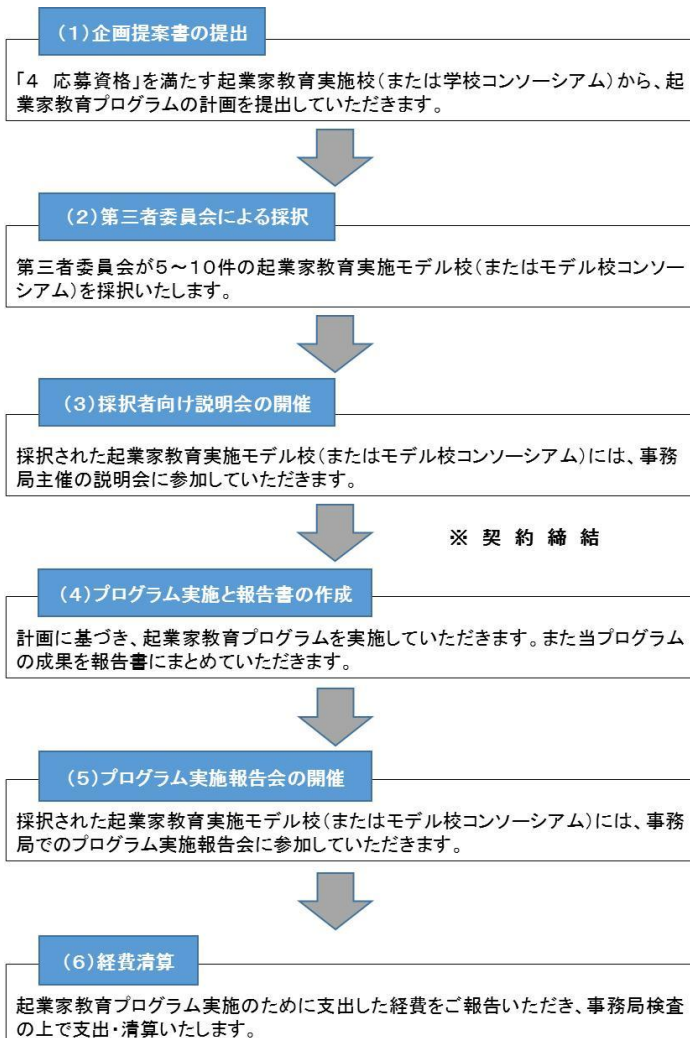
なお、提出された報告書は、教員等に対して起業家教育の意義とノウハウを周知するため、起業家教育指導事例として公開予定です。

(5) プログラム実施報告会の開催

採択された起業家教育実施モデル校（またはモデル校コンソーシアム）には、事務局でのプログラム実施報告会に参加していただきます。当報告会では、モデル校（またはモデル校コンソーシアム）による起業家教育プログラムの目的・内容・成果の発表、および第三者委員会からのプログラム実施に関するアドバイス等が行われます。

(6) 経費清算

起業家教育のプログラム実施のために支出した人件費・教材費等をご報告いただき、事務局検査の上で支出・清算いたします。なお経費の妥当性を検査するため、プログラムの見学やヒアリング等をさせていただく場合がございます。



3 事業実施期間

契約締結日～平成28年3月31日

4 応募資格

次の要件を満たす学校・団体等とします。

(1) 起業家教育実施校としての応募の場合：

小学校、中学校

(2) 学校コンソーシアムとしての応募の場合：

①複数の小学校、中学校によるコンソーシアム（必ず幹事校を決めて応募すること）

②市町村教育委員会、都道府県教育委員会、市町村、都道府県、中間支援団体（株式会社・特定非営利活動法人・一般社団法人等の起業家教育中間支援を行う各種法人）と一または複数の小学校・中学校とのコンソーシアム（必ず幹事団体を決めて応募すること）

5 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成27年5月15日（金）

締切日：平成27年6月12日（金） 17時必着

(2) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成27年度起業家教育普及促進事業」と記載してください。

・企画提案書（様式1、2、3をワンセットとする） 10部

※ただし、様式1は、押印した原本を1部、押印したコピーを9部とする。

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、持参又は郵送・宅配便等により以下の事務局に提出してください。

〒100-6211 東京都千代田区丸の内1-11-1

有限責任監査法人トーマツ TS事業部（トーマツベンチャーサポート）

「平成27年度起業家教育普及促進事業」岡田あて

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

6 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：5～10件

(3) 予算規模：1件につき50万円以上500万円以下（消費税込）とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書を事務局に納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の清算払となります。

※ただし、事業終了前の支払い（概算払）が必要な場合、事務局である有限責任監査法人トーマツと相談の上、認められる場合があります。起業家教育実施校としての応募の場合、応募していただいた小中学校が清算に関する報告・請求を行う義務を負います。学校コンソーシアムとしての応募の場合、幹事校もしくは幹事団体が清算に関する報告・請求を行う義務を負います。
※対象経費に対する考え方は「別添資料2」参照。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

「別添資料1」をご参照ください。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択・不採択にかかわらず、採択結果は当該申請者に対しその旨を通知します。

8 契約について

採択された申請者について、事務局である有限責任監査法人トーマツと申請者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9 問い合わせ先（事務局）

〒100-6211 東京都千代田区丸の内1-11-1

有限責任監査法人トーマツ TS事業部（トーマツベンチャーサポート）

担当：岡田、宮本

電話：050-3786-5745

Mail: tvs_entrepreneurship_education@tohmatu.co.jp

※応募書類の提出は、前記5（3）に記載のとおり、持参又は郵送・宅配便等による提出となりますのでご注意ください。

以上